

••• | RM&FP NEWS LETTER



リスクマネジメント＆ファイナンシャルプランニング

2012年 1月 第80号 By FP Compass

新春



左前:大木隼人 中央前:武田幸夫 右前:藤井義容
後方左より:西塚英樹、深瀬幸子、多田恵子、
土赤妙、鈴木由美子

昨年はスタッフ一同、皆様より大変お世話になり誠にありがとうございます。

昨年は歴史上まれに見る東日本大震災の発生により、被害に遭われた方々、そしてそのご家族の皆様に対し、改めてお見舞い申し上げますと共に、1日も早い復興、復旧をご祈念申し上げます。

当社における地震保険金の支払いも全件終了し、総支払件数が104件で、支払保険金総額が約7,756万円になりました。

今後もRM&FPに関わる情報提供を行い、皆様の夢の実現に貢献できるよう努めて参る所存でございますので、今年も昨年同様、お引き立ての程、よろしくお願ひ申し上げます。

◇お酒を上手に飲んで健康をキープ

年末年始はお酒を飲む機会が多くなります。

普段は健康に気を遣い、お酒の量も制限をしているにも関わらず、年末年始ということでお酒を勧められるため、お酒の飲む量が知らないうちに多くなってしまいがちです。

アルコールは体内に入ると肝臓で分解され、アセトアルデヒドという物質に変わります。

さらにこれが、体内的ALDH2(2型アルデヒド脱水素酵素)によって酢酸と水に分解され、体外に排出されます。

しかし、ALDH2の働きが活発でないと分解がうまくできず、吐き気や顔が赤くなるといった症状を引き起します。

つまり、酒が強いか弱いかはALDH2の働きが活発か活発でないかによって決まります。

日本人の場合、働きの活発な人が約50%、活発でない人が約40%、働きそのものない人が約10%と、約半数の方が下戸になり、これは遺伝によって決まるといわれています。

酒に対する強さに関わらず、アルコールの量の摂りすぎはやはり身体に有害です。

アルコールが分解されるとき、肝臓では中性脂肪が合成されます。

この蓄積によって脂肪肝になるリスクが高くなります。さらに、肝炎や肝硬変にも繋がるので毎日大量に飲む人は注意が必要です。

しかし、たくさん飲まないという人も決して油断はできません。

先のアセトアルデヒドは、分解されず体内に溜まると食道ガンを引き起こす原因になるといわれています。

特にALDH2の働きが活発でない人が長期間酒を飲み続けると、その危険性が非常に高くなるので要注意です。

もちろん、酒には健康に良い面もあります。

ワインに含まれるポリフェノールの抗酸化作用や、焼酎に含まれる成分の血栓を溶かす働きがその一例。他にも酒の様々な効能が注目されています。

「酒は百薬の長」と言いますが、実はその後に「されど万病の元」という言葉が続きます。

また、酒は心を和ましてくれたり、対人関係において大きな効果をもたらす場合もあり、接待や様々な会合、忘年会、新年会等々、また、労をねぎらう時や旧交を温めるときなども重要なアイテムの一つになります。

これも度が過ぎれば、逆効果となることは、みなさんご存じの通りです。

自分の体質を把握し、無理はせず、適度な量を楽しく、そして良い雰囲気の中で飲むことを心掛けたいですね。



◇犯罪に巻き込まれたら…

最近ニュース等でよく報道されている事件で、全く身も知らない人に対する傷害事件が多発しているように感じられます。

埼玉県三郷市の事件や、山形県内でも、高等学校内での傷害事件がありました。

これらの事件では、加害者と被害者の接点が全くといっていいほど無く、加害者にとっては、ターゲットは誰でも良いということから、私たちにとっても、人ごとではないと思いました。

つまり、私たちは誰でも、いつでも犯罪の被害者になり得るということです。

社会情勢や世の中の閉塞感、人生につまずくなど、未来に対し明るさを見いだせない状況などが継続すれば、犯罪増加傾向はより一層強くなるのではないかと思われます。

しかし、加害者の一方的な思い込みにより、善良な市民が被害者になるということは許されるものではありません。

被害者、そして被害者のご家族の心情を思うと、やるせない気持ちになりますし、当事者にとっては、加害者に対し、怒りがこみ上げてくるのも理解できます。

加害者本人に対し謝罪を求めるることは当然ですが、日本の法律では、「目には目を、歯には歯を」という罰則や「仇討ち」はできませんので、法律に基づき刑事罰を求めたり、民事訴訟でもって、損害賠償金により、けじめをつけることになります。

ただし、このような犯罪を犯す者にとって、損害賠償金を支払えるだけの資産を持っているかは、はなはだ疑問となります。

むしろ、損害賠償金をまかなえるくらいの資産は、ほとんど持っていないと思っていた方が正解といえます。

もし持っていたらこのような犯罪を犯さなくとも良い場合が多いと推測されます。

お金の問題だけではないかもしれませんが失う物が多い人ほど、犯罪抑止効果がかかってくるからです。(全部とはいませんが)

被害者またはそのご家族から見た場合、刑事罰に関しては、どのような怒りを表現しても最終的には裁判にて刑事罰は決定され、法律に基づき処罰されます。

民事訴訟にしても原因が加害者である限り、ほぼ勝訴するのが当然の結果となります。

しかし、たとえ勝訴してもその損害賠償金は受け取ることができるかは、加害者側の財力に関わってきますので、実効性に乏しいと推測されます。

簡単に言えば、賠償金を確実に受け取ることができないということです。

そこで、国の「犯罪被害給付金制度」により被害者が重病傷を負った場合、「重病傷給付金」、被害者に障害が残った場合、「障害給付金」、被害者が死亡したときは、その遺族に「遺族給付金」が支給されます。

平成21年度までに累計6,716人の被害者に支給裁定が下され、総額213億2千2百万円もの給付金が支払われました。

この制度は、被害者にとってありがたい制度ではありますが、自賠責保険と同様に、補償に限度が決められており、補償金額が不足する場合もあります。

そこで意外な保険商品が役に立つ場合が出てきます。

それは、自動車保険に一般的に付いている「人身傷害保険」に「犯罪被害事故傷害特約」を付帯することにより、被保険者(本人:記名被保険者、配偶者、同居の親族、別居の未婚:婚姻歴なしのお子さま)が、犯罪行為(第三者による人の生命・身体を害する意図をもって行われた行為)を受け、死傷された場合に、人身傷害保険に定める支払保険金の計算方法および損害額に基づいて保険金をお支払いするという補償の仕組みです。

保険金額(補償金額)の上限は人身傷害保険の保険金額までとなりますので、保険金額の設定には注意が必要です。

最近の判例では、若年層の交通事故による重度後遺障害で損害賠償金認定額が3億円以上にのぼる場合が多いので、保険金額は無制限とした方がベストといえます。

そのための補償コストも、ほんのわずかですので、合理的な補償の仕組みとなります。

生命保険で対応するとしても、3億円以上の後遺障害をカバーする傷害特約は実質的に加入できないのが現状であり、例え加入したとしても、そのコストも馬鹿にならないほどの巨額になります。

ご家族が犯罪に見舞われたときの、精神的ショックや悲しみはすぐに癒やすことはできませんが、「犯罪被害事故傷害特約」によって、家族の自動車保険から賠償金相当額が支払われ、保険会社から加害者に訴求する流れで、心の癒やしに役に立つものと思います。

◇介護のこと、知っていますか？

介護のことは他人事のように考え、まだ先のことだと思っている方も多いと思います。

そこで介護の現状データをご紹介します。

2008年9月時点での65歳以上の公的介護保険被保険者数は約2,877万人で、要支援・要介護認定者は約462万人で約6.2人に1人の割合で認定されています。

ちなみに平成17年の入院患者数は約146万人ですので、介護認定者の方が約3.1倍多いことがわかります。

全高齢者(65歳以上)では約13%ですが、80歳～84歳では約25%、85歳以上では約50%と見込まれていますので、生涯を通して2人に1人は介護保険の給付の対象となり、その可能性は決して低いものではありません。

参考として要介護状態区分別認定者数は、

要支援1・2	1,211,680人
要介護1	775,586人
要介護2	815,656人
要介護3	724,674人
要介護4	585,477人
要介護5	510,900人

また、要介護になるきっかけをランキングしてみると脳血管疾患や骨折などがきっかけと

なっているのも意外と多いことがわかります。

男性	1位	脳血管疾患(脳卒中)	35.9%
	2位	認知症	12.0%
	3位	高齢による衰弱	10.1%
	4位	骨折・転倒	6.0%
	5位	心疾患	5.1%
女性	1位	脳血管疾患(脳卒中)	16.8%
	2位	関節疾患	15.9%
	3位	高齢による衰弱	15.4%
	4位	認知症	15.0%
	5位	骨折・転倒	11.1%

◇年末・年始休業のご案内

年末年始の休日が下記の通りとなっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

平成23年12月30日(金)～

平成24年1月4日(水)まで

損害保険各社の「事故」発生時の連絡先

(携帯でも使用可、365日24時間対応)

あいおいニッセイ	0120-024-024
三井住友海上火災	0120-258-365
日本興亜損害保険	0120-258-110
セコム損害保険	0120-210-545

当社では留守番電話となり、1月5日(木)以降の対応とさせていただきます。

発行者 有限会社 FPコンパス

武田幸夫 藤井義容 大木隼人 西塚英樹 木村正照 阿部 信 工藤 進 大西忠兵衛
阿部 尊 高橋治子 佐藤和一 深瀬幸子 多田恵子 土赤 妙 鈴木由美子

〒994-0063 山形県天童市東長岡2-1-34

TEL 023-658-3512 FAX 023-658-3513

E-mail postmaster@fpcompass.co.jp